



# 森林保険よくある質問

森林保険に関してよくある質問を下記にまとめておりますので、ご参考ください。

現在、ご加入をご検討されている方

## 1.どんな森林でも加入できますか？

森林保険の目的の範囲は、森林保険法第3条において「人工的に生立させた樹木の集団」と定められており、対象となる森林は人工林施業により造成した森林及び育成天然林施業により造成した森林です。造成した森林が針葉樹か広葉樹かは問いません。ただし、以下の樹木は対象になりません。

- ツツジ、アジサイ等の低木
- 天然に生立している母樹等や契約締結後に天然に生立した樹木
- 契約締結後に補植や改植をした樹木

## 2.誰でも申し込めますか？

森林の所有者であるなしに関わらず、個人、法人誰でも申し込みでき、保険契約者になれます。ご家族など他の人のために契約をすることもできます。ただし、被保険者は森林の所有者に限られます。

## 3.保険金を受け取ることができるのは誰ですか？

森林の所有者です。森林に損害が生じたときは、森林の所有者に保険金が支払われます。

## 4.契約森林が罹災したにも関わらず保険金が支払われないことはありますか？

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・倒木起こし等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- ・補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- ・立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤りもしくは苗木、植付、植林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫獣害等によるものと認められる損害
- ・1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害
- ・損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失により生じたとき
- ・保険契約者又は被保険者が、契約森林に損害が生じてからその通知をせず3年（平成22年3月31日以前の契約については2年）経過したとき
- ・損害が戦争その他の変乱又は地震により生じたとき
- ・保険金のお支払額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき

既にご加入されている方

## 1.保険証書をなくしてしまった場合はどのようにすればよいですか？

保険証書を亡失、あるいは、汚損してその記載が明らかでなくなった場合は証書の再発行を行います。具体的な手続としては保険契約者は、森林保険証書再交付請求書に必要事項を記入・押印し、森林組合、森林組合連合会の窓口へ提出します。汚損した場合のみ、保険証書を添えてください。森林保険証書再交付請求書を連合会から受け取った森林保険センターでは、その内容を確認し森林保険証書再交付請求書を承諾したとき保険証書を再交付します。

## 2.保険金はどのように決まりますか？

保険契約地の森林が、どの程度の損害（損害面積、損害率等）を被ったのかを現地で調査し、その結果をもって損害額を算出し、一般の損害保険と同じく比例てん補方式により計算します。

$$\text{保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額（保険価額を超えない）}}{\text{保険価額（損害が生じた地域及び時点における森林の価額）}}$$